

カナダにおける国家統合 : 1920年代の地域主義と マッケンジー・キング自由党政権

著者	野 麻衣子
学位授与年月日	2013-12-24
URL	http://doi.org/10.15083/00006489

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 高野 麻衣子

初代首相ジョン・A・マクドナルドをはじめ、カナダの歴代首相らがそろって指摘してきたのはカナダにおける「統治の困難」であった。その背景には、広大な国土を構成する各地域の社会的・経済的独自性といった所与の条件がある。1867年に達成された連邦結成は、主として経済や安全保障上の強化を目的としたものであり、各地域が政治的に統合することの意義が、一般に共有されていたわけではなかった。こうした事情から、カナダでは連邦結成以来、「国家統合」が政治の主要課題であり続けてきた。つまり、統治と統合は切り離せない関係にあるのである。

本論文「カナダにおける国家統合—1920年代の地域主義とマッケンジー・キング自由党政権」は、この統治と統合に焦点を当て、1920年代のカナダが西部に勃興した地域主義運動にいかに対処し統合を図ってきたのかを、具体的な事例に則して検討するものである。この頃のカナダでは、連邦結成以来、地域の統合の手段とされてきた保護貿易政策が、むしろ統合の足かせと見られるようになっていた。第一次世界大戦後、高関税によって保護されたオンタリオ州やケベック州の産業に対し、西部諸州では農業が世界市場での厳しい競争にさらされ、また、農民たちは農機具をはじめとする高額な物資の購入を余儀なくされていたからである。当然、彼らの不満は連邦政府の保護貿易政策に向けられ、関税問題が政治の一大争点として浮上した。そして、既存の二大政党である自由党と保守党に加えて、西部の地域主義運動を背景に新たに出現した進歩党が関税政策をめぐる論争に加わることとなった。

進歩党は、初めて候補者を擁立した1921年の連邦選挙において、自由党に次ぐ第二党となった。このような進歩党の台頭に対し、保守党が従来の「保護」の原則を貫いたのにひきかえ、自由党は進歩党に奪われた西部の支持基盤を回復するために、関税切り下げを主張するようになっていった。そのため、政策的には、自由党と進歩党の目指す方向性は重なっていく。しかし、そうした中で実施された1921年と1925年の連邦選挙では、どの政党も単独では過半数の議席を得られないという「統治の困難」があらわれた。つまり特定の地域が、連邦政治、ひいては統合への挑戦的な圧力になることが明らかとなったのである。

両選挙の後に政権に就いたのは、マッケンジー・キング率いる自由党であった。キングは、進歩党との連立を拒否し、困難を承知のうえで少数政権を運営することにこだわった。その理由の一つは、自由党が、関税政策を中心に、西部の主張と対立する集団を包えていたことにある。そのためにキングは、党内の利害調整に配慮しつつ、進歩党との関係構築を図る必要があった。さらに、キングが恐れていたのは、進歩党の出現によって巻き起こった選挙制度や政治形態の変更を求める声であった。カナダの統治システムの根本的な変更を迫りかねない既存の制度的枠組みに対する挑戦に、キングは応じるつもりはなかったのである。その結果、自由党は1926年に単

独で安定政権を樹立するまでの間、少数政権を運営することとなった。

このことは、カナダの政治制度にとって大きな意味をもつことになる。なぜなら、この時代に進歩党を中心とする勢力により唱えられた小選挙区・勝者総取り制から比例代表制への移行や、広範な利益の代表を目指す政党による政治から、特定の利害を掲げる集団間の相互調整に基づく政治への転換などは、伝統的な統合形態が埋め込まれたカナダの政治システムを覆す可能性をもっていたからである。カナダでは、二大政党を前提とする議院内閣制のもと、単一の政党が各地域の利益を代表する「ナショナル」な性格を保持し、また、政府内でも、閣僚人事において各地域を満遍なく代表させることによって統合が図られてきた。比例代表制による多党化や、集団が運営する政治は、こうした既存の政治システムないしは統合形態を崩壊させかねなかったのである。したがって、キング率いる自由党が、困難な状況にありながらもそのような制度変化を拒んだことは、カナダの統治のあり方の連続性を保障することを意味していた。

キングが少数政権の運営に成功したのは、自由党が制度的には妥協を拒みながらも、政策的には進歩党に歩み寄ることを厭わなかったことにある。自由党は、関税切り下げをはじめとする政策面で西部と進歩党から一定の評価を得ることができた。反面、アーサー・ミーエン率いる保守党は原則的な姿勢を崩さず、進歩党に対し非妥協的であり、効果的な野党勢力を形成することができなかった。さらに、もともと党としての一体性に限界のあった進歩党が、1926年までに内部崩壊を起こしていったのも自由党には有利に働いた。そのような野党自身の問題はあるとしても、自由党が進歩党に政策的な歩み寄りを実現しなければ、早い段階で内閣不信任に追いやられていたであろう。したがって本稿は、少数政権の運営を余儀なくされながらも、連邦形成以来のカナダの統治原理を維持し、地域間の妥協を模索した自由党、とくにキングの政策こそが「統治の困難」を乗り越える鍵となったと結論づける。

本論文の構成は以下の通りである。第一章では、カナダにおける政治システムの形成史と、その特徴を説明する。第一節で責任政府、第二節で連邦制の成立をとり上げ、第三節では、カナダにおける政党政治の史的展開を叙述する。この第一章は、西部を基盤とする進歩党が、その性格上、統合手法の埋め込まれた既存の政治システムに対して、いかなる挑戦をつきつけたかを次章で検討するための下準備である。

続く第二章では、1920年代に地域的な亀裂が顕在化するまでの連邦政治過程の実態を叙述する。第一節では、第一次世界大戦後の世界経済秩序の揺らぎと、カナダに対する影響を示し、第二節では、当時のカナダにおいて地域的な亀裂がどのように顕在化していったのかを説明する。そして第三節では、西部で展開された地域主義運動が進歩党の成立へと発展した過程を示しながら、この第三党の政治的特徴に触れ、それがカナダにおける既存の政治システムといかに異質なものであったのかを指摘する。

第三章では、実際に進歩党が加わった1921年の連邦選挙と、自由党によるその後の政権運営を検討する。第一節の選挙分析では、自由党と進歩党との関係、とりわけ、選挙協力と連立の問題に注目する。両者の関係こそが、既存の政治システムの維持に関わる問題だったためである。第二節では、自由党少数政権下の政権運営を検討する。ここでは予算案の中の関税問題を扱い、続く第三節では、西部の利害に直接関わる鉄道輸送料金をめぐる論争をとり上げる。また、この

時代には、選挙制度改革を求める声も上がっていたため、それを第四節で検討する。

第四章では、進歩党が引き続き候補者を擁立した 1925 年の連邦選挙と、自由党によるその後の政権運営を検討する。第一節における選挙の検討では、再び選挙協力と連立の問題に注目することで、自由党と進歩党との関係を明らかにする。第二節では、選挙で相対多数の議席を得られなかった自由党が、新議会で進歩党の協力を得ることにより政権を維持した過程を示す。続く第三節では、その後の連邦政治、とりわけ、西部の利害に直接関わる天然資源の管轄権をめぐる論争を扱う。そして第四節では、キング政権下で発覚した関税省の不祥事を取り上げる。

第五章では、自由党が 1926 年の連邦選挙を経て安定政権を樹立するまでの過程を示す。第一節では、関税省の不祥事に伴う内閣不信任案の審議中にキングが助言した議会の解散が、総督によって拒否された事件（キング=ビング事件）の政治的な影響を説明する。第二節では、自由党政権の総辞職に伴う保守党政権の成立と、その 3 日後の崩壊を検討する。そして第三節では、自由党が 1926 年連邦選挙で安定政権を樹立するまでの過程を追い、これをもって進歩党の実質的な影響力が失われ、統治がひとまず安定化したと結論づける。

本論文に対して、審査委員会では次の点で高い評価が与えられた。まず、議会議事録や個人文書、カナダ各地域の新聞を丹念に読み込み、関税政策や鉄道輸送料金、あるいは憲法制度をめぐる総督と首相との対立といった個別の政策論争を通じて、カナダの統治のありかたという大きな問題をあぶり出すのに成功していることである。さらに、自由党と保守党の二大政党に対してキャスティング・ヴォートを握った進歩党の存在に焦点をあてることで、単一の政党内および内閣が連邦的性格を持つことを期待されるカナダ政治のあり方や、集団政治を嫌う政治文化を丁寧に描いていることである。また、この論文を出発点として、大きな経済・社会的変動に見舞われていく 1920 年代~30 年代のカナダにおける州や地方レベルでの政治のあり方を研究する手がかりがつかめるといった点も評価された。

他方、委員会では、本論文に不足する点もいくつか指摘された。たとえば、個々人の政治家の政党内での立場が明確になっておらず、政治のダイナミズムを描ききれていないこと、農村・都市人口の対比や、人口移動など社会経済的なデータが少なく、政治指導者の議論が抽象的に繰り返されている印象を与えかねないことなどである。論旨の一貫性が評価される反面、政治的駆け引きの背後にある社会基盤やイデオロギー対立をもっと書き込んでほしかったといった意見も出された。

もちろん、これらの不足点は、本論文の根本的な価値を損なうものではない。高野氏はこれらの指摘を真摯に受け止め、説得力のある回答をおこなっており、今後の研究の進展が期待される。

以上の審査結果をふまえ、審査委員会は全会一致で、本論文が優れた博士論文であり、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。